



テミス通信

第 52 号 / 2021年7月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



鉾流橋からみた大阪市中央公会堂

緊急事態宣言が明けました。皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

新型コロナウイルスの予防策として、マスク・手洗いに加えて、密閉・密集・密接の3つの密に留意する毎日ですが、ワクチン予防接種の広がり大きな期待を寄せ、また、待ち遠しく思っているところです。もうしばらくの辛抱が必要ですね。

さて、事務所の社会貢献活動として、皆さまからお預かりしたペットボトルのキャップを、大阪市北区の社会福祉協議会にお届けしていますが、こういった草の根の活動が集まって、世界の子ども達に、ポリオ、はしかなど感染症から命を守るワクチンを届けています。何年も続けてきたことではありますが、コロナ禍の体験によって、ワクチンの大切さ、ワクチンを待つ切実な思いに、自分事として気づくことができました。大事な活動です。これからも継続していきたいと思えます。

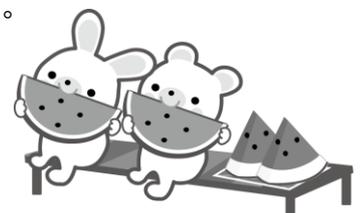
それでは、テミス通信第52号をお届けいたします。

(佐井恵子)

夏休みのお知らせ

今年は、8月13日（金）をお休みして、3連休とさせていただきます。

一同、リフレッシュして仕事に戻ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

登記の義務化 国の本気度は？

主に所有者不明土地問題へ対応するため審議されてきた、民法・不動産登記法ですが、令和3年4月21日に改正案が国会で可決されました。

今回は、改正内容のうち、義務化される登記手続きについてご紹介します。

登記を怠ると過料！ 改正案のおさらい

(1) 相続登記を怠ると過料

相続が発生し、相続人が所有権を取得したことを知ったときから3年以内に登記を行うことが義務付けられます。正当な理由なく登記申請を怠ったときは10万円以下の過料に処せられます。詳しくはテミス通信第50号のとおりです。

(2) 氏名住所の変更登記を怠ると過料

所有者の「氏名」「住所」に変更があったときは、2年以内に登記をしなければならないとされます。正当な理由なく登記申請を怠ったときは5万円以下の過料に処せられます。

たとえば自宅購入後に引っ越したが、登記簿は購入時のまま旧住所である、又は結婚前に旧姓で相続した不動産を結婚後も特に変更せずそのまま置いている等々。よくあるケースですが、過料の対象になります。特に、転居から長年放置して住民票の保存年限が過ぎてしまった場合、旧住所との繋がりを証明することが難しくなります。住所、氏名は変更したタイミングで登記しましょう。

上記、まだ明確に指針が出ていませんが、所有する不動産の筆数を基準に過料が算定される可能性があります。

過料は本当に来るのか

司法書士の仕事をしていると、依頼者に「過料が来ます」と伝えるケースが多くあります。伝えておかないと、後で「聞いてない！」と言われてトラブルになるケースもあるからです。会社を経営されている方はご存知のとおり、役員変更登記を忘れた場合は、容赦なく裁判所から過料が来ます。

一方、法律では過料を課すといいつながら、過料が来たという実例を聞いたことがないものも多くあるのです。

例として、1つ「不動産の測量表示登記」です。建物を新築、増築したり、取り壊すと登記をする義務がありますが、測量されたことがない建物が世の中には多くあります。2つめは「株式会社の決算公告」です。毎年定時株主総会が終わると、決算書を官報に掲載する義務があります。掲載を忘れていた会社は多いと思います。しかし、いずれも過料が来たという話は聞いたことがありません。

過料が来ないなら義務にした意味はない

司法書士として様々な方のお手伝いをしてきましたが、法律で義務とされても過料が来ないならば、誰も面倒な手続きをやりません。他の人もやってないし、ペナルティもないならいいじゃないかとなるのは人の心理として仕方ないでしょう。

所有者不明土地問題に端を発して、国も対策をしなければと始まった登記の義務化ですが、過料を課してどこまで実効性を持つ制度にするのか、国の本気度を見守るしかありません。過料について国は今回ばかりは本気だろうと思っています。

(山添健志)

寄稿文 自前の社会貢献 ～世代を超えたバトン・パス～

テミス通信第51号記事「えがお基金 2020年度の助成報告と2021年の助成先」でご紹介した公益社団法人大阪コミュニティ財団に、基金を設立されている西川真文・睦栄一般社団法人の代表理事 中井和佳子様にご寄稿いただきました。設立者の西川睦栄様が高齢になり、またお亡くなりになった後も志しを継いで、社会福祉のために寄付を継続されています。

1. はじめに

先日、脚本家の橋田壽賀子さんがお亡くなりになりました。西川真文・睦栄一般社団法人は、橋田壽賀子さんの「ひとりが、いちばん！」という著書がきっかけとなり、亡き西川睦栄さんが発起し、「児童又は青少年の健全な育成、障害者の福祉の増進を目的」として設立されました。私は、この法人を引き継ぎ、2代目の代表理事を務める中井和佳子と申します。毎年、公益財団法人毎日新聞大阪社会事業団、神戸市中央区社会福祉協議会、公益財団法人大阪コミュニティ財団などを通じて寄附を継続し、12期を迎えるにあたり、テミス通信に寄稿する機会をいただきました。

2. 出会い

西川さんのご主人、西川真文さんとは、仕事上のお付き合いがありました。ある時、ご自身が余命3か月との宣告を受けたことが発端となり、死を前にして毅然と、残される奥様に対してできるだけ準備をされようという姿に衝撃を受け、突然やってきた人生最後の締めくくりに際し出来得る範囲でご協力させていただきました。西川睦栄さんと深くお付き合いさせていただくようになったのは、ご主人様亡き後になります。相続手続など、一緒に勉強させていただくつもりでお手伝いしておりました。その後も諸手続きや今後のご意向などお話をしながら、勝手ながら心配しお元気になられるまで気にかけていました。

3. 設立の経緯

文字通り「有難い」この10数年を振り返って、力強く思い起こさせられる言葉があります。それは、「なるようにしかならない」。一見、「なるようになる」と前向きな表現からすると後ろ向きな表現に思われますが、亡き代表者にとって人生を一言で言い表すのにはちょうど良い言葉だったのかもしれない。

相続に関する手続きなどは世代における実状など、やはり大正・昭和、戦争を経験された時代となると当時の状況を想像であっても理解しないとわからないことだらけでした。誰でも杓子定規に整理されている人生を送っているわけではないことを体感をもって認識することとなりました。一つ一つ、時間をかけてぼろぼろと出てくる経験や思い出のお話から出てきたのが、とても悲しくもやさしい「なるようにしかならない」という言葉だと私は理解しています。

聞くと、公務員として働き、たくさんの方の助けもあり戦後母子寮を設立されるのに尽力された経験をお持ちでいらっしゃるとの事。その後も保育所や高齢者施設など、お子様がなく長く働いてきたこともあり「もしあと10歳若かったら、何か仕事をしたい」と、90歳を超えても

おっしゃっていたことも思い起こされます。

脚本家の橋田壽賀子さんが、尊敬するご主人様のお給料の範囲で生活し、ご自身の資産で財団法人を設立して、放送文化に貢献された方などを表彰する機会をお創りなされていたとのこと。ご主人様が退職後まだ早くしてお亡くなりになり、それからおひとりになられた橋田壽賀子さんを、ご自身に重ねる部分があったようです。

一つも手をつけていない、存在もあまり知らなかった遺産を、財団のようにできないか、子供たちの健全な成長に役立てたい、新しく働くことは難しいが、この方法ならば自分も社会に貢献出来るのではないかとお考えになり、出来得る限りは出来るのではないかとのお話が折に触れ出るようになり、徐々にご主人様亡き後の世界が穏やかになっていかれたように思います。



大変バイタリティーがあり二世代も違うことなど感じさせないエネルギーで、2年越しで説得された次第です。熱量の高い人に人は巻き込まれるのか、一度調べてみましょうかとお応えしたところから、心強い法律・税務の専門家の先生方との出会いとなり、安心できるスキームを構築していただき、すべてが前に進んでいきました。

4. 未来に

おかげさまで、微力ながら運用管理をさせていただき毎年肅々と寄付を継続することが出来ております。当初は、西川様のいらっしゃる間との取り決めてした。しばらく寄付の実績ができてくると、お亡くなりになった後も、場合によっては出来る限りの長期間寄付を続けることが出来るのではないかと、また原資産より多くの寄付をすることが出来るかもしれないとお考えになり、節目節目で遺言を改めながら先生方には細心の注意を払いサポートいただけてきました。

私も、この10数年は「なるようにしかならない」というやさしい言葉に支えられ、母を亡くし結婚し、子供を2人授かりました。人生とはなどと、まだゆっくり考える時期ではないですが、強烈に考えさせられる人にうっかり出会ってしまったことで今の自分が形作られました。緊張感とうまく付き合いながら、同時に甘えさせていただいている認識をもちつつ、やっと私はこのような仕事をしていますといえるようになりました。

今後も、いつも代表者を思い出すことになるでしょうが、どこかでその思いが続いていることを糧に、私の担う役割を問うていきたいと思っております。

最後に、一度文章にして気持ちや私の意義を自分でアウトプットする機会を与えていただいた佐井先生に感謝申し上げます。ありがとうございました。

朝の日課は新聞を隅から隅まで読むこと。そんな初代代表理事の西川睦栄様を中心に、心身の健康に影響されない自前の仕組み作りに奔走したことが思い出されます。今は、每期総会を開いて、二代目代表理事による事業の継続をサポートさせていただいています。

(佐井恵子)



(中井和佳子)

CSR活動報告

1年の結果を報告させていただきます。

使用済み切手の回収

今年は約10,500枚の古切手を皆様から頂くことができました。ありがとうございます。5,000枚の切手を換金すると約1,800円となり、今年は約3,600円、タンザニアでの約2年分の看護学校の教科書代相当になります。

例年、古切手をお届けしていた「公益社団法人キリスト教海外医療協力会」が新型コロナウイルス感染拡大防止のため、昨年引き続き古切手の回収を中止している状況です。事態終息後、回収が再開した折にお届けしてまいります。

弊所では引き続き古切手を集めておりますので、今後とも何卒よろしくお願いいたします！

- ・切手は台紙についたままで問題ありません。
- ・切手の周りの紙を、だいたい1cmくらい残して切り取ります。
- ・何枚かの切手が連なっているときは、全部をひとつのかたまりとして周りを切ります。

(和田梢)



ペットボトルキャップの回収

今年度、みなさまのご協力でペットボトルキャップ約11,909個、27,629グラム集まりました。ありがとうございます！ 回収されたキャップは大阪市北区社会福祉協議会内の北区ボランティア・市民活動センターに届けました。回収されたペットボトルキャップは選別、粉碎され、その売却益の一部が「世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）」へ寄付されます。

キャップ1kgあたり6円の寄付が行われ、100円で子どものポリオワクチン5人分となりますので今年度は約166円、8人分のワクチンとなりました。

度重なる緊急事態宣言で外出もままもならないにもかかわらず、お届けいただいたみなさまには改めて感謝申し上げます。他方、新型コロナウイルス感染のリスクを鑑み、ご近所で取りまとめいただいている方々にはご無理のないよう、慎重にお取り扱いください。

来年度も活動を継続してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます！

えがお基金

公益社団法人大阪コミュニティ財団で2011年2月に設立したえがお基金に、毎年少額ですが寄付を続け、昨年2020年は56,830円、累計で588,079円寄付できました。

2021年度は、神戸市のNPO法人フォーライフへ20万円助成されました。生きづらさを抱える義務教育後の若者が安心できる居場所を作り、生き方を模索できる学びの場所を提供するゼミカフェ事業に役立てられます。今後もこつこつ寄付を続けてまいります。（佐井陽子）



相続オンライン無料相談会のご案内

「お盆に家族で考えたい 安心！ 相続はじめの一步」第2弾・オンライン無料相談を実施します。平日に時間が取れない方に向けて企画しました。Zoom、LINE、Skype、GoogleMeet を使用して、ご自宅からオンラインでご相談いただけます。電話、ファックス、メールにて 7 月 30 日までにご予約ください。みなさまからのご連絡を心よりお待ちしております！

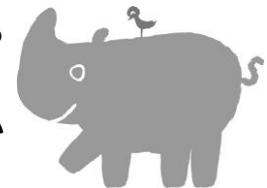
日時	定員
8月7日(土) 10時~16時	1組 30分 先着4組様
8月8日(日) 10時~16時	1組 30分 先着4組様



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。金坂光夫様、七転八起 岸本正明様、塩山陽子様、株式会社アイ・エヌ・エス 松本典子様、事務所ビル管理会社の太平ビルサービス様。ありがとうございました！ 確かにお待ちしております！

テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・最高裁判所は6月23日、夫婦同姓を定めた民法などの規定を合憲と判断しました。女性の就業率や婚姻後も働き続ける人の増加、選択的夫婦別姓に賛成する人が反対する人を上回った世論調査の結果から、この問題は長かったけれど、違憲判決がいよいよ出るかと期待をしていましたが、「それでもなお、判断を変更すべきものとは認められない」とする合憲判断に、エンパシーが無いとがっかりしています。
- ・緊急事態宣言の下、定時株主総会を「ハイブリッド型バーチャル」で開催するご相談を数件受けました。これはリアル株主総会を開催しつつ、当該リアル株主総会の場に在所しない株主についても、インターネット等の手段を用いて遠隔地からこれに参加する方法です。コロナ終息後も、ハイブリッド型は、様々な会議で利用されるようになるでしょう。
- ・7月号には、毎年、事務所のCSR活動発表の紙面をいただいております。今年は、それに加えて、社会貢献活動を事業目的とする法人の代表者様に原稿を依頼し、快く引き受けていただきました。一度に寄付をするのではなく、毎年こつこつと続けることが大事という初代代表の言葉が思い起こされます。
- ・緊急事態宣言が明けて、落語、管弦楽、弦楽奏と、生の舞台を鑑賞する機会がありました。舞台ができる喜びが熱気となって観客に伝わり、元気が湧いてきます。プロもアマチュアも、そのところは変わらないですね。
- ・毎週末、公立図書館に足を運んでいます。新しい習慣です。なるべく仕事に関係しない、読みたい本を予約して借りています。コミックもここで借りて読んでいます！



(佐井恵子)

※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいております。ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>